

学 則

特定非営利活動法人 kan きち会

1 開講の目的

この研修は、視覚障がい者（児）に対して適切な外出の支援を行うため、同行援護従業者に必要な知識及び技術を有する者の養成を図ることを目的とする。

2 研修の名称

同行援護従業者養成研修一般課程・応用課程

3 実施場所（講義）

宮崎会場A：お一つかぷらざ （株式会社ヒラヌマ）
〒880-0951 宮崎市大塚町原の前 1622

都城会場： 指定訪問介護ステーションほのぼの多目的室（NPO法人 kan きち会）
〒885-0093 都城市志比田町 3362-2

補講予備会場：都城会場または宮崎会場

4 研修期間

一般課程

2023年 6月10日～2023年 7月 1日
2023年 7月 8日～2023年 7月22日
2023年 8月 2日～2023年 8月16日
2023年 9月20日～2023年 9月30日
2023年11月15日～2023年 12月16日

応用課程

2023年 6月17日～2023年 6月 18日

5 研修課程及び使用する教材

（1）研修課程

別添カリキュラムのとおり

（2）使用する教材

- ・「同行援護従業者養成研修テキスト 第4版」（中央法規）
ただし、関係法令の改正により、最新に改版された時点で、改新する。

6 講師氏名及び現職

(特定非営利活動法人 kan きち会 指定訪問介護ステーションほのぼの)
三原 久子 ・ 新宮 ヒロ子 ・ 野村 優子

その他 (補助講師) 視覚障がい者当事者

7 開講時期

令和5年 6月 10日 (土) ~令和5年 12月 16日 (土)

※補講日程は別途予定する

8 受講資格

宮崎県に在中する者で、同行援護に従事することを希望する者、従事することが確定している者又は既に従事している者とする。

9 受講手続 (募集要領等)

- ① 受講申込書の提出
- ② 研修にかかる費用の納付 (原則として研修開始後 1 週間以内とし、やむを得ない理由がある場合は研修期間内に完納すること。)

10 受講定員

各会場各回 8名

11 受講者が負担すべき費用

- ・受講料は一般と応用をセットで 36,000 円とし、別途テキスト代が 2,640 円 (税込) とする。
- ・ただし、それぞれの課程を個別に受講するものについては、一般課程が 21,000 円、応用課程が 15,000 円とし、別途テキスト代が 2,640 円 (税込) とする。
- ・テキストは、内容に差し支えない状態であれば持込を許可する。
- ・実技・実習に必要な移動費用 (JR、バス及びタクシーの運賃、食事代等)

12 研修欠席者に対する補講の方法及び補講に係る費用等の取扱い

やむを得ず、研修を欠席した者は、欠席した内容と同様の知識が得られる時間の補講を受けたのち修了証明書を交付する。補講に係る費用は、1回 1,000 円とする。

13 研修修了の認定方法

全課程を履修した者を研修終了した者として認定し、その者へ修了書を授与する。

14 研修修了者名簿の取扱いについて

研修の修了者名簿は、宮崎県知事に提出され管理される。

15 研修中の注意事項

- ① 講義開始3分前着席を心がけること。
 - ② 講義ごとに毎回出席をとる。
 - ③ 連絡の無い遅刻は、原則として欠席とする。
 - ④ やむを得ない理由で欠席する場合は、事前に必ず連絡すること。
 - ⑤ 講義中の飲食や喫煙は禁止する。また、携帯電話の対応もしないこと。
 - ⑥ 学習を通して知り得た施設及び利用者の情報について、秘密保持を厳守すること。
 - ⑦ その他、講師・施設からの注意事項に従うこと。
 - ⑧ 昼食は決められた場所で取る。また、ゴミは各自持ち帰ること。
 - ⑨ 感染症等の感染予防のため、以下の予防策を各自講じること。
 - ・こまめな手指消毒、使用品の消毒
 - ・肌の露出を極力小さくし、ドライバースタッドなどの着用
 - ・対面での短距離の会話や食事を避ける
 - ・長時間閉ざされた空間を避け、換気を行う
 - ・毎日検温をする
 - ・マスクの着用など
- ※ 研修期間中（開講日より終了日まで）の間、受講生として社会通念上ふさわしくない行為を行ったものは、受講生名簿より除名することがある。
- ※ 学ぶ心と感謝の気持ちを忘れないこと。
- ※ 2023年（令和5年）5月時点の学則である。
県からの指示等に従って、変更することがある。